

**組見本**  
(B5判縮小)

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。  
 ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。  
 ●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。  
 ●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

○過大役員給与とは

**Q** 役員に対して支払う給与に、税務上の制限はありますか。  
**A** 役員に対して支払う給与のうち不当に高額な損金の額に算入されません。

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額が不当に高額な部分については損金の額に算入されません。

◆実質基準と形式基準◆

|      |  |
|------|--|
| 実質基準 | 職務の内容、その法人の収益及びその従業員に対するの法人の同種の事業を営む、同規模の法人の役員に對を照らし、対価として相当と認められる部分を超過する                  |
| 形式基準 | 定款の規定又は株主総会等により役員に対する給与と定める金額の限度額、若しくは算定方法を定めている役員に対して支給する給与の合計額が、当該限度額及算定された金額等を超過する部分の金額 |

上場企業であれば、有価証券報告書などを参考にすることがまた、判例によるとどの程度であれば不当に高額であるか員給与の3倍を超えると不当に高額と判断される可能性が高しを含まない限度額を定めている法人については、使用者給与うち、他の使用者給与の支給額として相当であると認められる

○中小企業者等が特別償却できる対象資産は

**Q** 当社では、来期高額機械の取得を予定していますが、中小企業の場合は特別償却が可能と聞いています。どのような資産が特別償却の対象になるのでしょうか。  
**A** 中小企業であって、業務に使用する新品かつ合計160万円以上の機械装置等一定の資産について、特別償却ができます。

中小企業者等が平成29年3月31日までに取得した一定の機械装置、器具備品等について、30%の特別償却(資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の中小企業者は7%の税額控除を選択適用できます。)が認められています。なお、対象となる資産は新品に限られ、中古品は対象となりません。また、取得資産は事業の用に供する必要があります。

◆対象となる法人と資産◆

|    | 対象となる                   | 対象とならない                  |
|----|-------------------------|--------------------------|
| 法人 | 青色申告書を提出する中小企業者、農業協同組合等 | 事業がリース業、娯楽業、バー、キャバレー等の場合 |
|    | 160万円以上使用するもの           | 販売用に製造したもの、貸付用に保有するもの    |
|    |                         | 自動車、船舶、工具のうち1台           |

|        |   |                        |
|--------|---|------------------------|
| ソフトウェア | 70万円以上<br>自社で使用するもの   | 研究開発用のもの<br>市販用に開発したもの |
| その他    | ・工具(1台30万円以上で合計120万円以上)<br>・普通貨物自動車(3.5トン以上)<br>・内航船舶(取得価格の75%) | 医療機器(別の規定による)          |

なお、平成26年1月20日以後平成29年3月31日までの間にした場合には、中小企業投資促進税制の優遇措置として、①償却、②税額控除が7%(特定事業者等の場合は10%)になる

◆優遇措置の対象資産◆

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 機械装置 | 最新モデル、年平均1%以上生産性                 |
| サーバー | サーバー用OSを同時に取得するも最新モデル、年平均1%以上生産性 |

○同族会社とオーナー間で株式売買をした場合は

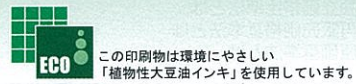
**Q** 当社は同族会社とオーナー間で株式売買を検討しています。同族会社とオーナー間で株式売買をした場合の税務上の留意事項を教えてください。  
**A** 同族会社とオーナー間で株式売買をした場合は、原則として適正時価で譲渡したものとして、その譲渡価額と時価又は取得原価との差額は課税されます。

- 1 低額譲渡の場合  
 取得価格=100円、適正時価=300円、実際譲渡価格=120円として以下検討します。  
 (1) 個人が売主、法人が買主の場合  
 ア 個人売主

**新日本法規出版株式会社**

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2  
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2021.5) 630-1(6)



最新の確かな  
情報は本書で!!

Q&A

会社税務のポイント

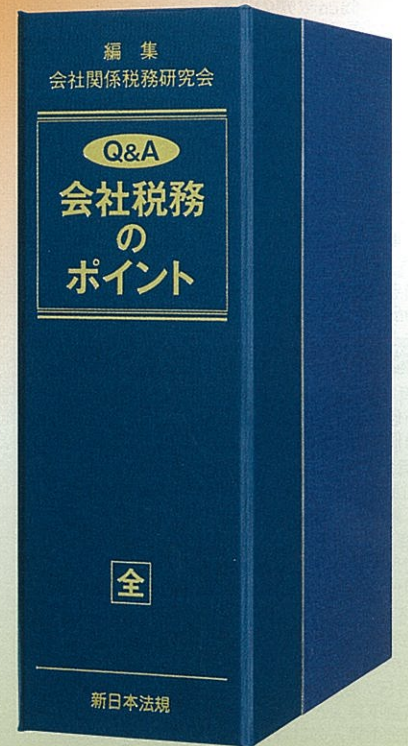
編集 会社関係税務研究会

(代表) 板村 和俊  
 (税理士・税理士法人エスネットワークス社員)



改正の多い税務関係、  
ネットの情報も信じて大丈夫?

最新の会社税務に対応!



◆税務上の疑問点を幅広く掲載!

企業活動における税務上の疑問点を細かく設定し、豊富に掲載しています。

◆知りたい答えがすぐわかる!

設問はテーマごとに分類整理し、図表を織り交ぜながら簡潔に解説していますので、知りたい事項がスピーディーに理解できます。

◆税務担当者をやさしく導く!

初心者には実務の入門書として、中堅以上の方には確認・指導用の資料として、日常業務の様々な場面でご利用いただけます。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

## 第1章 はじめに

### 第1 納税義務者

○法人税法上の納税義務者の判定は

### 第2 課税所得の範囲

○法人税法上の課税所得の範囲とは

### 第3 事業年度

- 法人税法上の事業年度とは
- 合併や解散をした場合の事業年度は
- 残余財産が確定した場合の事業年度とは
- 事業年度を変更するには

### 第4 同族会社

- 同族会社とは
- 同族関係者の範囲とは
- 同族会社の行為計算否認とは

### 第5 各事業年度の所得の金額

○各事業年度の所得の金額とは

### 第6 中小企業の特例措置

- 資本金の額により適用が異なる規定とは
- 資本金と資本金等の金額との違いとは
- 資本金が5億円以上の法人等の100%子法人等における中小企業向け特例措置の不適用とは

## 第2章 営業収益に係る税務

### 第1 商品販売の収益

- 商品販売の収益の計上時期の原則は
- 特殊販売の収益の認識基準は
- 販売代金が確定していない場合の計上時期は

### 第2 売上割戻し

- 売上割戻しの計上時期の原則は
- 売上割戻しの計上時期の特例は

### 第3 請負等の収益

- 請負等の収益の計上時期の原則は
- 建設工事等による場合の収益の認識基準は
- 長期大規模工事の場合の収益の認識基準は

### 第4 商品引換券の発行に係る収益

- 商品引換券の発行に係る収益の計上時期の原則は
- 商品引換券の発行に係る収益の計上時期の特例は

## 第3章 営業外収益に係る税務

### 第1 有価証券の譲渡による収益

- 有価証券の譲渡による収益の計上時期の原則は
- 有価証券の譲渡による収益の計上時期の特例は

### 第2 固定資産売却による収益

- 固定資産売却の計上時期は
- 工業所有権等の計上時期は

### 第3 貸付金利子の収益

- 貸付金利子の収益の計上時期の原則は
- 貸付金利子の収益の計上時期の特例は

### 第4 剰余金の配当の収益

- 剰余金の配当の収益の計上時期の原則は
- 剰余金の配当等の収益の計上時期の特例は

### 第5 受取配当金益金不算入

- 益金不算入となる配当の範囲は
- 益金不算入の計算方法は
- 受取配当等益金不算入制度に係る株式の区分とは

### 第6 みなし配当

- みなし配当が生ずるケースとは
- 合併や分割の場合の計算方法は

### 第7 資産の評価益

- 資産の評価益の原則的取扱いとは
- 資産の評価益の例外的取扱いとは

### 第8 債務免除益

- 再生計画に基づく場合は
- 未払賞与の債務免除益の場合は

### 第9 返還不要保証金の計上時期

○返還不要保証金の計上時期は

### 第10 損害賠償金の計上時期

○損害賠償金の計上時期は

### 第11 還付金

○法人税・住民税が還付された場合の取扱いは

○法人事業税が還付された場合の取扱いは

## 第4章 人的役務に係る税務

### 第1 役員給与

- 役員範囲とは
- 同族会社のみなし役員とは
- 使用人兼務役員範囲とは
- 役員のうち、使用人兼務役員になれない人は
- 役員に対する歩合給の取扱いは
- 役員に対する手当の取扱いは
- 定期同額給与とは
- 3か月以内に役員給与を改定した場合は
- 3か月経過後に役員給与を改定した場合は
- 年度途中で役員に就任した者の役員給与の取扱いは
- 年度途中で役員給与を増額する場合の損金算入は

### 第2 給与

- 使用人賞与の損金算入時期とは
- 従業員に家具等を貸与した場合の経済的利益は
- 従業員に宅宅を貸与した場合の取扱いは
- 給与の較差補填金の取扱いは
- 採用内定者に支払う奨学金と損金算入の関係は
- 過去に遡って給与を改定した場合の給与差額の源泉徴収は【源泉所得税】

### 第3 退職給与

- 役員退職給与の損金算入時期は
- 役員退職金の切替支給があった場合は
- 役員給与が無報酬だった場合の退職金の取扱いは
- 従業員から役員になった場合の取扱いは

## 第5章 営業経費に係る税務

### 第1 交際費

- 交際費等の範囲とは
- 交際費等から除かれる費用とは
- 1人当たりの金額が5,000円以下の飲食費用の取扱いは
- 接待を受けるためのタクシー代の取扱いは
- 情報提供料の取扱いは
- 売上割戻しの基準により事業用資産、少額物品を交付する場合は
- 従業員に対して飲食費等を交付した場合は

### 第2 福利厚生費

- 福利厚生費と認められる基準は
- 永年勤続者への金一封は福利厚生費になるか
- 成績優秀者に対して実施する海外旅行の取扱いは
- 創立記念式典の費用は福利厚生費となるか
- 被災従業員に対する災害見舞金は福利厚生費となるか

### 第3 広告宣伝費

- 経費と認められる広告宣伝費は
- 交際費との判断区分は
- 宣伝協賛金は広告宣伝費になるか

### 第4 寄附金

- 寄附金の範囲は
- 特定公益法人に対する寄附金の取扱いは
- 認定NPO法人に対する寄附金の取扱いは
- 義援金に関する税務上の取扱いは

### 第5 租税公課

- 損金算入できない租税公課は
- 損金算入できる租税公課は
- 控除対象外消費税とは【消費税】

### 第6 保険料

- 労働保険料の損金算入時期は
- 社会保険料の損金算入時期は
- 定期保険料を支払った場合は
- 養老保険料を支払った場合の取扱いは

## 第6章 固定資産に係る税務

### 第1 減価償却

- 減価償却資産の範囲とは
- 固定資産の範囲とは
- 使用可能期間が1年未満の減価償却資産取扱いは
- 取得価額が10万円未満であるかどうかの判定は
- 減価償却資産の取得価額とは(購入・建設の場合)
- 減価償却資産の取得価額とは(贈与の場合)
- 借地権の取得価額とは

- ソフトウェアの取得価額とは
- 取得価額に算入しないことができる費用とは
- 資本的支出とは
- 資本的支出がされた場合の取得価額は
- 残存価額とは
- 耐用年数とは
- 中古固定資産を取得した場合の耐用年数は

### 第2 修繕費

- 修繕費とは
- 資本的支出か修繕費かが明らかでない場合は
- 災害により支出した資本的支出と修繕費の区分は
- ソフトウェアによる資本的支出と修繕費の考え方は

### 第3 特別償却

- 特別償却制度とは
- 2つの特別償却の重複適用はできるか
- 償却限度額はどのように計算するのか
- 償却限度額を当期の減価償却が上回った場合の取扱いは
- 特別償却の償却不足額があった場合の取扱いは
- 普通償却は償却超過だが特別償却が償却不足の場合の取扱いは
- 特別償却を剰余金処分方式で計算した場合は
- エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却とは

### 第4 圧縮記帳

- 圧縮記帳にはどのような処理方法があるか
- 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳の範囲とは
- 保険金等で取得した資産の圧縮記帳の範囲とは
- 交換で取得した資産の圧縮記帳とは

### 第5 リース取引

- 税務上のリース取引の種類は
- リース資産を譲渡した場合の取扱いとは
- ファイナンス・リース取引のリース資産の取得価額は

## 第7章 投資に係る税務

### 第1 デリバティブ

- デリバティブの範囲とは
- 未決済デリバティブに係る利益又は損失の額とは
- 繰延ヘッジ処理を受ける取引とは

### 第2 有価証券

- 有価証券の範囲とは
- 1単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更する場合は
- D E S (デット・エクイティ・スワップ)を行った場合の取扱いは
- 非上場有価証券の時価は
- 非上場有価証券の評価損は
- 同族会社とオーナー間で株式売買をした場合は
- 自己株式に係る消費税の取扱いは【消費税】
- 有価証券の取得価額とは

## 第8章 その他経費に係る税務

- 費用の損金算入の原則は
- 債務確定の判定時期は
- ゴルフクラブの入会金と会費の取扱いは
- 同業者団体の入会金と会費の取扱いは
- 携帯電話等の加入費の取扱いは
- 海外渡航費の取扱いは
- 共同研究費の損金算入時期は
- 謝礼についての税務上の取扱いは

## 第9章 棚卸資産に係る税務

### 第1 棚卸資産

- 棚卸資産の範囲とは
- 棚卸資産の取得価額に算入しなくてもよい費用は
- 棚卸資産の評価方法は
- 棚卸資産の評価方法の変更とは
- 棚卸資産の評価損の計上方法は

### 第2 外貨建取引

- 外貨建資産の期末時換算方法とは
- 外貨建資産の換算方法を変更するには

### 第3 前払費用

○短期前払費用の取扱いは

## 第10章 投資等資産に係る税務

### 第1 繰延資産

- 繰延資産の範囲は
- 建物を賃借するための権利金は
- 公共的支出などの負担金の取扱いは
- 繰延資産の償却限度額は
- ホテルチェーンに加盟するに当たり支出する加盟一時金は
- 損金経理した償却額が償却限度額を超えた場合は
- 災害により支出した資本的支出と修繕費の区分は
- ソフトウェアによる資本的支出と修繕費の考え方は

### 第2 借地権

- 税務上の借地権の範囲は
- 無償返還の届出とはどのような条件で提出できるのか
- 定期借地権の設定時に一時金を受け取った場合は
- 共同ビルを建てる場合の借地権課税はどのようになるのか
- 権利金を支払う慣行のある土地の使用に際して権利金を収受しない場合は

## 第11章 金銭債権に係る税務

### 第1 貸付金

- 代表取締役に貸付けをした場合の利率は
- 従業員に対して住宅取得購入資金として貸し付けた場合の利率は

### 第2 貸倒損失

- 法律上の貸倒れによるものとは
- 債務超過とはどのような評価か
- 事実上の貸倒れによるものとは

### 第3 借入金

○代表取締役から借入れをした場合の利率は

## 第12章 引当金に係る税務

### 第1 引当金

○法人税法の規定により損金算入が認められている引当金は

### 第2 貸倒引当金

- 貸倒引当金の適用法人の範囲は
- 中小企業者等の貸倒引当金の特例とは
- 個別評価金銭債権とは
- 個別評価貸倒引当金の繰入限度額の計算は
- 一括評価金銭債権とは

### 第3 返品調整引当金

- 返品調整引当金を設定できる法人は
- 返品調整引当金の繰入限度額の計算は

### 第4 退職給与引当金

○退職給与引当金に関する経過措置とは

## 第13章 海外取引に係る税務

### 第1 非居住者

- 納税義務者の区分とそれぞれの課税所得の範囲は【源泉所得税】
- 恒久的施設とは【源泉所得税】
- 非居住者が国内にある土地を2億円で譲渡した場合は【源泉所得税】
- 土地等の譲渡で源泉徴収を要しない場合は【源泉所得税】
- 非居住者が国内において人的役務の提供の対価を受けた場合の源泉税の取扱いは【源泉所得税】
- 源泉徴収を要しない役務の提供とは【源泉所得税】
- 非居住者が国内にある不動産の貸付けを行った場合の源泉税の取扱いは【源泉所得税】
- 不動産の賃料のうち源泉徴収を要しないものとは【源泉所得税】

### 第2 移転価格

- 移転価格税制の概要は
- 移転価格税制の適用対象者は
- 国外関連者とは
- 実質的支配関係とは

### 第3 独立企業間価格

- 適切な算定方法の選定に当たって留意する事項は
- 独立価格比準法とは
- 再販売価格基準法とは
- 原価基準法とは

- 取引単位営業利益法とは
- 寄与度利益分割法とは
- 残余利益分割法とは

### 第4 タックスヘイブンプ対策税制

- タックスヘイブンプ対策税制の概要は
- 外国関係会社とは
- 対象となる外国子会社等は
- 適用対象となる内国法人は
- 適用除外規定の概要は
- 事業基準の概要は
- 統括会社とは
- 被統括会社とは
- 統括業務とはどのような業務を指すか
- 適用除外規定の手続を受ける場合の手続は
- 実体基準とは

## 第14章 信託に係る税務

### 第1 受益者課税信託

- 信託設定時の税務上の取扱いは(委託者が法人の場合)
- 信託設定時の税務上の取扱いは(委託者及び受益者が法人の場合)
- 信託期間中の税務上の取扱いは(委託者が法人の場合)
- 信託期間中の税務上の取扱いは(委託者及び受益者が法人の場合)

### 第2 法人課税信託

- 信託設定時の税務上の取扱いは
- 信託期間中の税務上の取扱いは
- 信託終了時の税務上の取扱いは

## 第15章 グループ法人税制

### 第1 グループ法人税制

- グループ法人課税の概要は
- 完全支配関係とは
- 完全支配関係を有しないこととなった場合には

### 第2 譲渡損益調整資産

- 譲渡損益調整資産とは
- 譲渡損益調整資産を譲渡した場合の調整計算は

## 第16章 連結納税制度

- 連結納税制度の適用法人は
- 承認を受けるための申請書の提出時期は
- 設立事業年度から連結納税の適用を受ける場合の申請書の提出期限は
- 連結親法人と完全支配関係を有することとなった内国法人の取扱いは

## 第17章 組織再編に係る税務

### 第1 合併

- 完全支配関係・支配関係とは
- 適格合併とは
- 合併法人の税務上の取扱いは(適格合併)
- 被合併法人の税務上の取扱いは(適格合併)
- 合併法人の税務上の取扱いは(非適格合併)
- 被合併法人の税務上の取扱いは(非適格合併)
- みなし共同事業要件とは

### 第2 分割

- 適格分割とは
- 分割法人の税務上の取扱いは(適格分割)
- 分割承継法人の税務上の取扱いは(適格分割)
- 分割法人の税務上の取扱いは(非適格分割)
- 分割承継法人の税務上の取扱いは(非適格分割)
- 分割法人及び分割承継法人の繰越欠損金の取扱いは

### 第3 事業譲渡

- 事業譲渡法人の税務上の取扱いは
- 事業譲渡法人の税務上の取扱いは
- 資産調整勘定とは
- 負債調整勘定とは

### 第4 株式交換・株式移転

- 適格株式交換とは
- 適格株式移転とは
- 株式交換・移転の完全子法人の取扱いは(適格株式交換・移転)
- 株式交換・移転の完全親法人の取扱いは(適格株式交換・移転)

- 株式交換・移転の完全子法人の取扱いは(非適格株式交換・移転)

## 第18章 再生に係る税務

### 第1 会社更生

- 会社更生とは
- 資産の評価換えとは
- 会社更生による債務免除があった場合の欠損金の取扱いは

### 第2 民事再生等

- 民事再生等とは
- 評価換えの対象となる資産とは
- 評価損益の額とは

## 第19章 解散・清算に係る税務

### 第1 解散・清算手続

- 解散から清算終了までの税務手続は
- 解散した場合の事業年度は
- 清算中の会社の残余財産が確定した場合の事業年度とは

### 第2 所得計算

○清算事業年度の所得計算方法は

### 第3 欠損金

- 欠損金の繰戻還付とは
- 期限切れ欠損金の取扱いは

### 第4 その他

- 完全支配関係のある子会社が清算した場合の子会社評価損の税務上の取扱いは
- 解散により現物分配を実施する場合は
- 譲渡損益調整資産があった場合の取扱いは
- 残余財産の分配とみなし配当とは

## 第20章 災害等に係る税務(繰越欠損金)

- 災害が生じた場合の欠損金額の取扱いは
- 特定株主等によって支配された欠損等法人とは

## 第21章 税額の計算

### 第1 税率

- 法人税率は
- 納税額の計算方法は
- 仮装経理の場合の法人税額の控除とは

### 第2 税額控除

- 所得税額控除の計算方法は【源泉所得税】
- 所得税額控除の簡便的な計算方法は【源泉所得税】

### 第3 特別控除

- 試験研究費の総額に係る税額控除とは
- 試験研究費の範囲とは
- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除とは

### 第4 留保金課税

- 留保金課税とはどのような制度か
- 留保金課税の税額計算方法は

## 第22章 申告納付

### 第1 申告関係

- 法人税法上の確定申告書の提出期限は
- 申告期限の延長の理由とは
- 中間申告書の提出要件は
- 中間申告書の提出期限は

### 第2 還付等

- 欠損金の繰戻還付を受けるには
- 更正の請求ができる場合とは
- 法人税の更正処分不服がある場合は

## 第23章 税務調査

- 国税庁の組織とは
- 事前通知事項とは
- 事前通知事項が不要な場合とは
- 書面添付制度を適用している場合の事前通知とは

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。